

令和 7 年 4 月から入院時の食事代が変わります

厚生労働省告示の改正にともない、**令和 7 年 4 月 1 日から**入院時の食事代（入院時食事療養費、入院時生活療養費）が以下のとおり引き上げられます。

食事療養標準負担額 ※2						
区 分					食事代（1食）	
					令和7年 3月31日以前	令和7年 4月1日以降
課税世帯					490円	510円
非課税世帯 ※1	70歳未満		過去12ヵ月の 入院日数	90日まで	230円	240円
				91日目から	180円	190円
	70歳以上	低所得Ⅱ	過去12ヵ月の 入院日数	90日まで	230円	240円
				91日目から	180円	190円
		低所得Ⅰ			110円	110円

生活療養標準負担額（療養病床の 65 歳以上の人のみ）※2						
区 分				食事代（1 食）		
				令和 7 年 3 月 31 日以前	令和 7 年 4 月 1 日以降	
課税世帯	医療区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ ※3			① 490 円 ② 450 円 ※4	① 510 円 ② 470 円 ※4	
非課税世帯 ※1	65 歳以上～70 歳未満		医療区分Ⅰ		230 円	240 円
			医療区分Ⅱ・Ⅲ	90 日まで	230 円	240 円
	91 日目から	180 円		190 円		
	70 歳以上	低所得Ⅱ	医療区分Ⅰ		230 円	240 円
			医療区分Ⅱ・Ⅲ	90 日まで	230 円	240 円
		91 日目から		180 円	190 円	
		低所得Ⅰ	医療区分Ⅰ		140 円	140 円
	医療区分Ⅱ・Ⅲ		110 円	110 円		

※1 低所得者Ⅱは住民税非課税世帯、低所得者Ⅰは住民税非課税世帯であり、各所得もすべて無い世帯となります。

※2 指定難病患者等については、別に特例措置が設けられています。

※3 医療区分Ⅱ・Ⅲは入院医療の必要性が高い人。医療区分Ⅰはそれ以外。

※4 ①は管理栄養士等による適温食事提供等を満たす保険医療機関。②はそれ以外。